

■創業期

創業関連保証・再挑戦支援保証

新たに事業を開始しようとする方、もしくは事業開始後間もない方、または過去に自らが営んでいた事業を廃止した経験を有する方、もしくは過去に解散した会社の業務を執行する役員であった方を対象とした保証を行うことにより、事業の実施に必要な資金の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	次のいずれかに該当する方 《創業関連保証》 1. 「創業関連・再挑戦支援共通要件」1～4のいずれかに該当する方 2. 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する会社 3. 設立後5年未満の会社（中小企業者である会社から事業の全部または一部を継承して設立された会社に限る） 《再挑戦支援保証》 経営状況の悪化により過去に自らが営んでいた事業を廃止、または解散した会社の業務を執行する役員であった方のうち、「創業関連・再挑戦支援共通要件」1～4のいずれかに該当する方（ただし、事業廃止または会社解散から5年を経過していない場合に限る） 創業関連・再挑戦支援共通要件 1. 事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内（注）に個人で創業しようとする具体的な計画を有する方 2. 事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内（注）に会社を設立しようとする具体的な計画を有する方 3. 創業後5年未満の個人（当該事業の創業前に事業を営んでいなかった個人に限る） 4. 設立後5年未満の会社（設立日以前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社に限る）
保証限度額	3,500万円以内（創業関連保証、再挑戦支援保証合算）
資金使途	事業資金
返済方法	原則、分割返済
保証期間	10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	不要
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください

（注）市町村長から、認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は、計画期間が6ヵ月に拡大されます。

スタートアップ創出促進保証（略称「ＳＳＳ保証」）

創業時に経営者保証が不要の制度です。

対象	＜創業を予定されている方＞ ・事業を営んでいない個人で、２ヵ月以内（※）に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、６ヵ月以内になります。 ・分社化により別会社を設立して事業を開始する予定の会社 ＜創業後５年未満の会社＞ ・事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から５年未満である ・分社化により別会社として新たに設立した会社で、設立から５年未満である ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から５年未満である
保証限度額	3,500万円（創業関連保証の利用残高を含む）
期間	１０年以内（据置期間１年以内または３年以内（※）） ※次の①または②のいずれかに該当する場合、３年以内とすることができます。 ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする ②保証申込時にプロパー借入の残高がある なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。
返済方法	原則、分割返済
保証料率	第６章１を参照ください
保証人	不要
必要書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）

＜借入前にご確認ください＞

創業を予定されている方、または税務申告１期末終了の方は、創業資金総額の１/１０以上の自己資金が必要となります。

＜ガバナンス体制の確認＞

本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から３年目と５年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

■安定期

小口零細企業保証（略称「全国小口」）

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入による債務保証を責任共有制度の対象外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定に資することを目的とする制度です。

資格要件	次に掲げる小規模企業者に該当する方 1. 保証の対象となる事業を行う会社および個人の方であって、常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの ※サービス業のうち、宿泊業および娯楽業については、政令特例業種として常時使用する従業員が20人以下であれば対象となります。 2. 事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行う方であるもの 3. 保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 4. 保証の対象となる事業を行う協業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 5. 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が20人以下のもの（上記1～4に掲げるものを除く）
保証限度額	2,000万円以内 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。
資金使途	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	原則として10年以内（据置期間は1年以内） ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6ヵ月以内
貸付形式	手形貸付、証書貸付、手形割引、電子記録債権割引 ただし、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く
融資利率	金融機関所定
担保	原則として不要
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
その他	地方公共団体の融資制度について、小口零細企業保証専用につけられた制度以外は適用できません。

短期継続保証

経常運転資金について、一括返済の短期資金を継続してご利用いただくことで資金繰りの安定に繋がり、企業が安心して新たな事業展開や業務拡張に取り組むことを支援する制度です。

資格要件	次の要件をすべて満たす中小企業・小規模事業者 1期（12ヵ月）以上の決算（個人の場合は、確定申告）を行っていること - 次の条件を満たしていること （1）法人 直近決算において経常利益を計上していること ただし、一過性の経常赤字または既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない （2）個人 貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額200万円以上を計上していること （3）法人個人共通 直近決算（確定申告）において債務超過ではないこと ただし、既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない - 原則として、申込金融機関が主力または準主力として経常運転資金の支援を行っていること - 既往保証付借入金が返済緩和の条件変更を実施していないこと
保証限度額	3,000万円以内 ただし、平均月商の2倍以内とし、1企業者1口限り 一般保証による取扱いとし、既存の一般無担保保証残高を含め、8,000万円以内
資金使途	運転資金 ただし、商品用不動産購入資金は対象外
返済方法	一括返済
保証期間	12ヵ月以内 ただし、初回保証時の終期は、決算申告（確定申告）期限から概ね2ヵ月以内とし、以降の更新時は、原則として12ヵ月とする。
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
継続の取扱い	- 新規保証（継続新規）の申込みにより更新手続きを行う - 更新手続きについては、取扱金融機関のみ可能とし、他の金融機関による更新は不可 - 更新時においては、「決算概要報告書」の提出を必要
継続ができない場合の取扱い	- 次のいずれかに該当する場合は、継続ができない （1）既往保証付借入金が返済緩和の条件変更を行った場合 （2）2期連続して経常利益を計上していない場合 （個人は2期連続して青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満の場合） （3）業績の悪化に伴い、将来的な償還の見通しが困難になった場合 （4）著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 （5）その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 - 継続ができない場合は、期日までに完済しなければならない ただし、完済が困難な場合は、保証条件変更による分割返済への切替または新規保証による借換を行う
必要書類	信用保証協会所定の保証申込書類のほか、次の書類が必要。 - 初回時 直近決算（確定申告）において、経常利益を計上していない場合または債務超過である場合は、「経営改善計画書」 - 更新時 （1）「決算概要報告書」 （2）直近決算（確定申告）において、経常利益を計上していない（個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満）場合または債務超過である場合は、「経営改善計画書」

無担保・無保証人保証（略称「特別小口」）

健全な経営を行っている小規模企業者に対する特別小口保険を利用した無担保・無保証人による小口金融の保証で、責任共有制度の対象外とする制度です。

資格要件	次の1～3のすべての要件に該当する小規模企業者 1. 以下のいずれかに該当すること （1）常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社および個人であって保証の対象となる事業を行っていること （2）事業協同小組合であって保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行っていること （3）保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員数が20人以下であること （4）保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下であること （5）医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下であること（上記（1）～（4）を除く） （6）常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者は5人）以下であって保証の対象となる事業を行っているNPO法人 ※医業を主たる事業とするNPO法人は（5）として取扱う。 2. 申込人が「信用保証委託申込日」の1年以上前より、道内において同一業種の事業を行っており、引続きその事業を行うこと 3. 申込人が「税種別納期限表」に記載する税金のいずれかについて信用保証委託申込日以前1年間に於いて納期限が到来した租税があり、かつ当該税額を完納していること（※次ページの解説を参照願います。） 《注意》 信用保証委託申込日とは「信用保証委託申込書」（様式2001）の記載日となります。
保証限度額	2,000万円以内 ただし、既存の無担保・無保証人保証残高を含み、この制度以外の保証残高がある場合は利用することができません。
資金使途	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
融資利率	金融機関所定
担保	不要
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください

※NPO法人の場合、保証割合は80%となります。

（ただし、医業を主たる事業とする小規模NPO法人の場合の保証は100%）。

※（解説）

無担保・無保証人保証（略称「特別小口」）における納税証明について（個人の場合）

「税種別納期限表」に記載する租税の完納が確認できる納税証明書（原本）のいずれか一つの添付が必要です。

1. 道民税または市町村民税の場合は、所得割の税額が課せられていることが必要となります。地方税法により所得割の税額が控除された場合（身障者、高齢者、寡婦のみ）は均等割による納税確認が必要となります。
2. 所得税は源泉徴収による所得税以外の所得税が必要です。
3. 納税証明書は信用保証委託申込日以前 1 年間に到来してる全納期分（予定納税含む）が必要となります。なお、添付が必要な納税証明書の範囲は下表のとおりです。
4. 納期限は延納、納税の猶予または納期限の延長による納期限を含みます。

税種別納期限表

			確定申告 あるいは納期	備考
国税	所得税	申告	翌年 2 / 1 6 ～ 3 / 1 5 ま でに確定申告 し納付	5 / 1 5 の現況により 6 / 1 5 までの税務署より通知 第 1 期 7 / 1 ～ 7 / 3 1 第 2 期 1 1 / 1 ～ 1 1 / 3 0 年 税 額 の 1/3 相当額 をそれぞれ 納付
道税	道民税	個人	6 月・8 月・1 0 月、翌年の 1 月納付	申告業務…納税義務者は必要事項を記載した申告書を 3 / 1 5 までに提出 納税通知…納税通知書（税額決定）の交付により納付 ※所得税（障害者控除額、老年者控除額または寡婦控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなった者である場合は均等割）のあることが必要
	事業税	個人	8 月、1 1 月納 付 ※年額が 1 万 円以下の場合 は 8 月	前年実績について本年度課税納付する方式 申告義務…納税義務者は 3 / 1 5 までに前年中の実績を申告 納税通知…納税通知書の交付により納付
市町村 村税	市町村 民税	個人	道税に同じ	納期は各市町村の条例による ※所得割（障害者控除額、老年者控除額または寡婦控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなった者である場合は均等割）のあることが必要

添付が必要な納税証明書の範囲

税種		信用保証委託申込月												3月	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	1～15日	16日～31日	
所得税	前年度分	本税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	今年度分	予定納税Ⅰ期					●	●	●	●	●	●	●		
		予定納税Ⅱ期							●	●	●	●	●		
	前年度分	全期	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
個人事業税	今年度分	Ⅰ期・8月31日					●	●	●	●	●	●	●	●	
		Ⅱ期・11月30日							●	●	●	●	●	●	
個人道民税または市町村民税	前年度分	全期	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	今年度分	1期・6月30日				●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		2期・8月31日						●	●	●	●	●	●	●	
		3期・10月31日							●	●	●	●	●	●	
		4期・1月31日								●	●	●	●	●	

※税改正、条例等により内容に変更が生ずる可能性がありますので、国または自治体に対し、納期限および納税証明書の範囲に間違いがないことをご確認願います。

創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証制度 対比表

		創業関連保証	再挑戦支援保証	スタートアップ 創出促進保証制度
根拠法		産業競争力強化法		(創業関連保証の内数)
保証対象者	創業計画段階 (個人開業・会社設立)	可		個人開業：不可 会社設立：可
	創業後5年未満 (個人開業・会社設立・法人成り)	可		個人開業：不可 会社設立・法人成り：可
	分社化 (計画・5年未満)	可	不可	可
	廃業経験者 (個人開業・会社設立)	可	廃業から5年未満	個人開業：不可 会社設立：可
保 全	担保	不可		
	保証人	ガイドライン準拠		不可
信用 保 険 ほ か	保証期間	運転・設備問わず10年以内		
	保険種別	創業関連特例		
	付保限度	3,500万円		
		※無担保保険枠8,000万円の内枠特例		
	保証料率	各保証協会の所定の料率		各保証協会の所定の創業関連保証の料率に0.2%を上乗せした料率
	保険料率	0.29%		
	補填率	80%	90%	80%
	連合会損失補償	あり		
	保証割合 (責任共有導入後含む)	100%		
	その他	求償権消滅保証の取扱い		包括保証保険約款の「別に定める基準」で規定している創業・再挑戦審査会において、経営計画を諮問し答申を得たものを対象とする。
		自己資金要件		不要 税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する
		添付書類の取扱い等		- 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)は保証申込時必須。 - E B P Mに伴う情報提供。 - 融資実行後、会社を設立して原則3年目及び5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出。

借換保証

保証付き既往借入金の借換および当該借換に伴う新たな事業資金に対する保証を行うことにより、月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化等を推進することを目的とする制度です。

資格要件	保証申込時点において保証利用残高を有している中小企業者等 (詳細の要件については、利用する各制度要綱の定めるところによる)
保証限度額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内)
資金使途	保証付き既往借入金の返済資金 当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができます。
返済方法	分割返済
保証期間	10年以内(据置期間は1年以内)
貸付形式	証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保・保証人	原則として、本制度の利用により返済する保証付き既往借入金の保証条件に比べ、中小企業者の不利にならない保証条件による
保証料率	第6章1を参照ください

※原則として、責任共有対象の保証を責任共有対象外の保証で借換することはできません。

■発展期

協調融資型保証（略称「スクラム5000」）

一定の要件のもとに、金融機関のプロパー融資と協調して中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速に対応することを目的とする制度です。

資格要件	中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者に該当する法人であって、次の各号の要件をすべて満たしているもの 1. 業歴2年以上であり、かつ連続して2期以上の税務申告を行っていること 2. CRD（中小企業信用リスク情報データベース）リスク考慮型料率区分が区分4から区分9であること
保証限度額	保証申込限度額 5,000万円以内 ただし一般無担保保証による取扱いとする
資金使途	事業資金（運転・設備資金の併用可） ただし、借換資金（借換対象が本制度のみで同一金融機関における借換資金を除く）、他行肩代資金および不動産取得・所有不動産の増築・改築に係る資金は対象外とする。
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	不要
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
協調融資要件	取扱金融機関は、本制度による保証付き融資の実行と同時に、信用保証協会の保証を付さない融資を本制度による保証付き融資額の5割以上の割合の金額にて同等の融資条件（貸付金利を除く）で融資実行することを要する。
事前照会	1. 金融機関は、信用保証協会に対し、本制度専用の事前照会票により事前相談を行う 2. 信用保証協会は、原則、照会日の翌々営業日までに事前照会票に対する諸否を回答する 3. なお、回答日から1ヵ月以内に保証申込がない場合は、事前照会票に対する回答は失効するものとする
必要書類	本制度所定の資格要件申告書

業績向上応援保証（略称「サポート3000」）

業績向上を目指し、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を応援することを目的とする制度です。

資格要件	業績向上に向けた経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者
保証限度額	3,000万円以内 ただし一般無担保保証による取扱いとする
資金使途	事業資金（運転・設備資金の併用可） ただし、借換資金が本制度もしくは「コロナ克服サポート保証」の場合であって、同一金融機関における借換資金は対象
返済方法	一括返済または分割弁済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間2年以内）
貸付形式	証書貸付または手形貸付
融資利率	金融機関所定
担保	不要
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	経営改善取組事項説明書
取扱期間	令和9年3月31日（保証申込受付分まで）

未来につなぐ地域社会応援保証（略称「みらいにつなぐ」）

北海道の魅力を磨き、育て、様々な強みを活かし、将来にわたって安心して心豊かに住み続けることができる地域社会の形成に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者を応援し、企業の持続的な発展に資することを目的とする制度です。

資格要件	次のいずれかの要件を満たす中小企業・小規模事業者 1. 北海道の「北海道SDGs推進ネットワーク」に参加登録している。 2. 北海道の「北海道働き方改革推進企業認定」を受けている。 3. 北海道の「障がい者就労支援企業認証」を受けている。 4. 北海道の「移住支援金対象法人」に登録し、北海道のマッチングサイトに求人広告を掲載している。 5. 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録している。 6. 厚生労働省の「ユースエール認定」を受けている。 7. 厚生労働省の「トライくるみん認定」、「くるみん認定」または「プラチナくるみん認定」を受けている。 8. 厚生労働省の「えるぼし認定」または「プラチナえるぼし認定」を受けている。 9. 厚生労働省の「安全衛生優良企業認定」を受けている。 10. 地域発展のための取り組みを行っている。（「とかち航空宇宙産業基地誘致期成会」の会員になっている。）
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※一般保証による取扱いに限ります。
資金使途	事業資金（運転・設備資金の併用可） ※借換資金は対象外ですが、借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における借換資金に限り対象となります。
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	本制度所定の保証制度申込書および各資格要件が確認できる認定書等（写）

健康宣言企業応援保証（略称「すこやか北海道」）

従業員等の健康管理を経営的視点から考え、従業員等の健康保持・増進に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者を応援し、企業の健全な経営に資することを目的とする制度です。

資格要件	全国健康保険協会北海道支部（協会けんぽ北海道支部）と北海道が定める「健康事業所宣言」の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※一般保証による取扱いに限ります。
資金使途	事業資金（運転・設備資金の併用可） ※借換資金は対象外ですが、借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における借換資金に限り対象となります。
返済方法	一括返済、分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	本制度所定の保証制度申込書および協会けんぽ北海道支部が発行する健康事業所宣言書（写）の添付が必要となります。

特別推せん保証（略称「スーパー130」）

金融機関が推せんする一定の要件を満たした中小企業者に対し、事業資金について保証を行うことにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	道内に事業所を有し、純資産額が1億円以上であって、次の1～3の要件をすべて満たしている法人 1. 申込金融機関である主力もしくは準主力の金融機関本支店長からの推せんがあること 2. 申込直前の決算において、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること （1）自己資本比率15%以上 （2）純資産倍率2.0倍以上 （3）使用総資本事業利益率5%以上 （4）インタレスト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上 3. 申込直前の決算において、経常利益・当期利益ともに利益計上し、繰越欠損金がなく、減価償却を不足なく実施していること
保証限度額	1億3,000万円 ただし、一般保証による取扱いとし、一般無担保保証残高（限度額8,000万円）を含む
資金使途	運転資金・設備資金（運設併用可） ただし、旧債返済資金、不動産取得資金、所有不動産の増築・改築資金は対象としない
返済方法	一括返済または分割返済（いずれも利息は前払いとする）
保証期間	一括返済 1年以上3年以内 分割返済 1年以上7年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	不要
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください

特定社債保証 ※第8章を参照ください

中小企業の資金調達の多様化を図るため、中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行うことにより、中小企業者の事業発展に寄与することを目的とする制度です。

資格要件	次の1～3いずれかに該当する会社 - 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること - 自己資本比率20%以上 - 純資産倍率2.0倍以上 - 使用総資本事業利益率10%以上 - インタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上 - 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること - 自己資本比率20%以上 - 純資産倍率1.5倍以上 - 使用総資本事業利益率10%以上 - インタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上 - 純資産額が5億円以上であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること - 自己資本比率15%以上 - 純資産倍率1.5倍以上 - 使用総資本事業利益率5%以上 - インタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上 ※各指標については、保証申込日の直前の決算におけるものとします。
保証限度額	4億4,800万円 （発行額の80%の割合保証、発行最高限度額5億6,000万円）
資金使途	事業資金 ただし、旧債返済資金は対象としない
返済方法	一括償還または定時償還
保証期間	2年以上7年以内
貸付形式	信用保証協会および金融機関の共同保証形式
支払金利	発行体所定利率
担保	原則として保証金額2億円を超える場合には必要 （その際は、信用保証協会にて担保設定いたします）
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください

流動資産担保融資保証（略称「ABL保証」） ※第9章を参照ください。

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証を行うことにより、事業資金の円滑化・多様化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	事業者に対する売掛債権、または棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります
保証限度額	2億円以内（借入金債務の80%の割合保証）
資金使途	事業資金
返済方法	根保証：随時返済または約定返済 個別保証：一括返済
保証期間	根保証：1年間（ただし、3年を超えない期間で延長可） 個別保証：1年以内
貸付形式	根保証：当座貸越 個別保証：手形貸付
融資利率	金融機関所定
担保	国内の事業者（官公庁を含む）に対する売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権、化体手形、化体電子記録債権および抗弁付電子記録債権）、または事業により生じ、決算書に計上される（予定を含む）棚卸資産（在庫商品、仕掛品、原材料）。 なお、棚卸資産を担保とする場合は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください
保証形式	根保証または個別保証

■回復・再生期

事業再生計画実施関連保証（略称「経営改善サポート保証」）

認定支援機関(※)の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする制度です。

※「中小企業活性化協議会」および「産業復興相談センター」が認定支援機関として規定されています。（経営力強化保証における認定経営革新等支援機関とは異なります。）

資格要件	次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者 1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 2. 認定支援機関の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 3. 特定認証紛争解決手続（特定ADR）に従って作成された事業再生計画 4. （株）整理回収機構が策定を支援した再生計画 5. （株）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 6. （株）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 7. 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 8. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書または同法第20条に規定する決定において特定されたもの 9. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 10. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定支援した再建計画 11. 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画 12. 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円
保証割合	責任共有対象 ただし、責任共有対象外である保証をその残高以内で借換する場合は、責任共有対象外
資金使途	事業再生の計画の実施に必要な資金に限る
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間は1年以内）
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	資格要件に定められた事業再生計画（※） ※事業再生計画は次の内容を満たすものまたは含むものとします。 （1）債権者間の合意がとれているもの （2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 （3）計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画
その他	モニタリング対象制度（信用保証協会へ計画実行状況等の報告が必要な制度）です。

経営力強化保証

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士、公認会計士、金融機関等の専門家

資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者。 ※金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとします。
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円以内
保証形式	個別保証
保証割合	責任共有対象に限る 一般保証 事業資金（運転資金・設備資金）
対象資金	セーフティネット保証5号 経営の安定に必要な事業資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証の借入金を借り換える場合に限る。 ※いずれも事業計画の実施に必要な資金に限ります。
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 運転資金5年以内 設備資金7年以内 ※既往借入金を借り換えする場合は10年以内 ※それぞれ据置期間は1年以内
貸付利率	金融機関所定率とする
担保	必要に応じて
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	所定の申込資料のほか、以下の書類の添付が必要となります。 ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書（申込人が策定したもの） ・セーフティネット保証5号については、市町村長または特別区長の認定書
その他	・経営力強化保証専用に設けられた自治体制度以外の適用はできません。 ・金融機関に対し、四半期ごとに事業計画の進捗の報告が必要です。

事業再生計画実施関連保証（略称「経営改善サポート保証」）にかかる計画実行状況の管理について

1. 計画の実行状況等の管理

- （1）本制度による融資実行後、中小企業者の事業年度（決算期）を基準として、四半期に1回、金融機関は中小企業者から計画の実行状況の報告を受け、原則として年1回中小企業者の事業年度毎（事業年度終了後4ヵ月以内）に信用保証協会に対して計画の実行状況とともに、金融機関自らの経営支援状況の報告が必要となります。
- （2）事業再生計画が資格要件にある機関、機構または会議（以下、機関等）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う必要があります。
- （3）金融機関は、中小企業者の実行状況を踏まえ、機関等と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこととなっています。

2. その他

報告様式は任意となっています。（本制度固有の報告様式は定められておりません。）

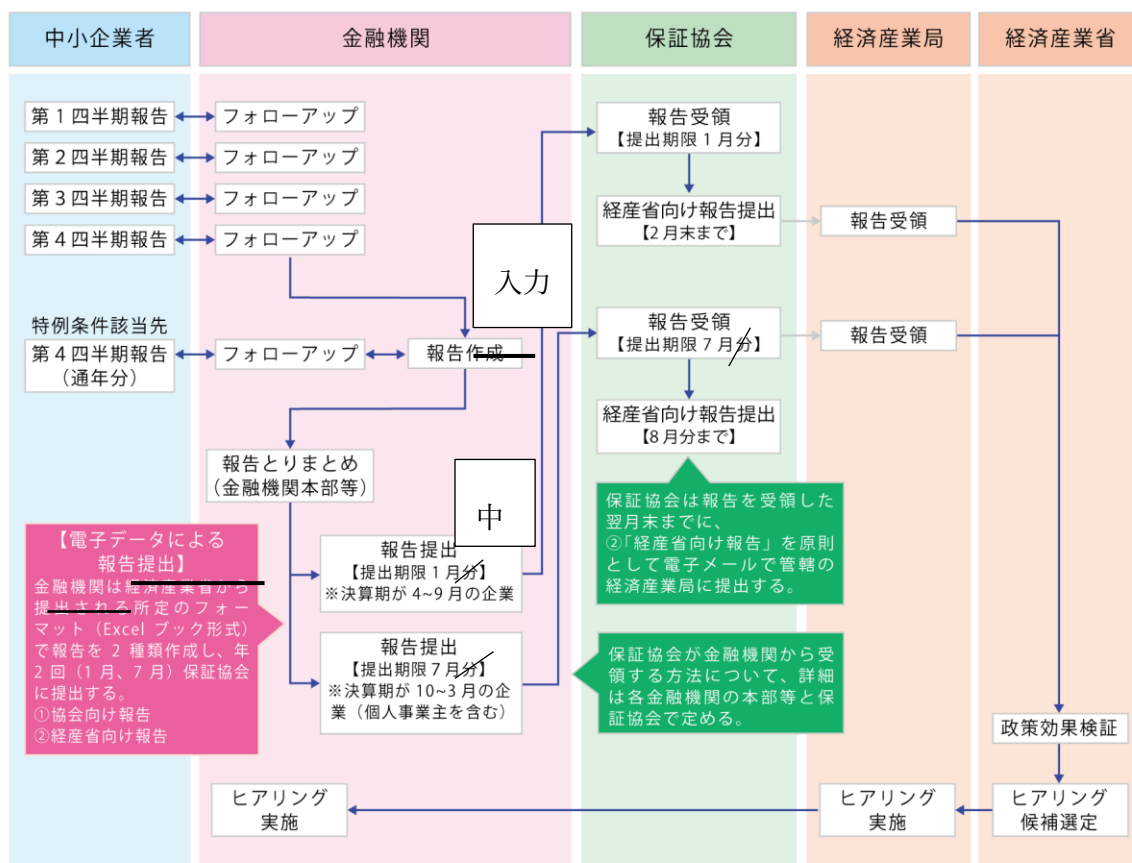
※定量目標の達成に向けた行動計画と四半期毎に報告を受けた中小企業者の計画の実行状況、金融機関の経営支援状況を報告する内容が必要です。

経営力強化保証にかかる計画実行状況の管理について

1. 計画の実行状況等の管理

(1) 金融機関の責務

融資実行後は次のとおり期中管理を要する。（伴走支援型特別保証と概ね同様）



- ・本制度を利用した場合、金融機関は事業行動計画書作成日の属する事業年度から5事業年度に亘り、四半期に一度、中小企業者の経営状況を確認し、中小企業者から事業計画の実行状況の報告を受けること
- ・中小企業者の事業年度毎に年に1回、中小企業者の本制度の利用状況、中小企業者の事業計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関および認定経営革新等支援機関の経営支援状況を保証協会に電子データで報告する必要がある。
- ・保証協会は、金融機関から報告を受けたのち、経済産業局に報告する必要がある。

(2) 信用保証協会へのフォローアップ報告方法

本制度用の報告フォーマットを利用し、伴走支援型特別保証と同様の方法により、中小企業者の決算年度に応じて年1回（1月もしくは7月）当協会に報告する。

また、報告時期が近付いたら、伴走支援型特別保証のフォローアップに関する通知と併せて連絡する。

■事業承継期

事業承継特別保証

事業承継（代表者交代等）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者保証を不要とし、また、中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターよりガバナンス体制の整備に関する確認を受けた中小企業者については信用保証料率を引き下げ、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とする制度です。

資格要件	次の1. または2. に該当し、かつ、3. に該当する中小企業者 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、これに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証申込を行うものに限る 1. 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 2. 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 3. 次の（1）から（4）までに定めるすべての要件を満たすこと なお、（1）から（3）までは信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（4）は信用保証協会への申込日に満たしていることを要する （1）資産超過であること （2）EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること （3）法人・個人の分離がなされていること （4）返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円） 無担保保証 8,000万円以内 ※一般保証による取扱いに限りします。
資金使途	事業資金であって、次に掲げるもの 1. 資格要件1. に該当する中小企業者は、保証人（個人に限る）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの 2. 資格要件2. に該当する中小企業者は、事業承継前における保証人（個人に限る）を提供している既往借入金の返済資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	本制度所定の事業承継計画書および財務要件等確認書 また、資金使途に応じて次の書類が必要 ・借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） ・ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会および事業継承・引継ぎ支援センターよりガバナンス体制の整備に関する確認を受け、信用保証料の引き下げの適用を受ける場合）

経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、必要な資金を保証することで、経営の承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	北海道知事の認定を受けた中小企業者
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内
資金使途	自社株・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金、その他運転資金等
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
貸付形式	手形貸付、証書貸付、手形割引、電子記録債権割引
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	北海道知事の認定書写（申請書写含む）、および認定申請の提出書類写

経営承継借換関連保証

経営承継を予定している会社である中小企業者であって、その経営者が経営者保証を提供していることがその承継の障害になっている場合において、経営者保証を提供している金融機関からの借入れによる債務を経営者保証が不要とする融資に借り換えるための資金に対する保証を行うことにより、経営者保証の解除を行い、もって中小企業者の経営の承継の円滑化・事業活動の継続に資することを目的とする。

資格要件	北海道知事の認定を受けた中小企業者であって、かつ次の１から３のいずれにも該当する会社である中小企業者（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）を対象とする。 １．次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号）第１２条第１項第１号二の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 （１）中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第３条第１項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 （２）認定申請日の直前の決算において次の要件※１を満たすこと。 ア．資産超過であること イ．ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が１０倍以内であること （３）当該中小企業者が認定申請日より３年以内に事業承継を予定していること。 ２．信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ３．信用保証協会への申込日※２において、返済緩和している借入金がないこと。 ※１ 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※２ 申込日が、中小企業信用保険法第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 ただし、令和２年経済産業省告示第３６号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和２年経済産業省告示第４９号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。
保証限度額	２億８,０００万円 普通保険にかかる保証２億円 無担保保険にかかる保証８,０００万円 特別小口保険にかかる保証２,０００万円
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする。ただし、特別小口保険にかかる保証を利用する場合に限り、１００％とする（なお、本保証において利用可能な責任共有制度の対象除外となる保証は、特別小口保険にかかるものに限られる。）。
対象資金	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）とする。
対象金融機関	約定締結金融機関とする。 なお、申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。
貸付利率	金融機関所定
申込添付書類	金融機関は、申込時に次の１、２及び３の所定の書面を添付するものとする。 ただし、申込金融機関以外からの借入金を借り換えるときは４、下記「信用保証料率」欄に定める表の料率を適用する場合にあっては５の所定の書面を１、２及び３に加えてそれぞれ添付するものとする。 １．中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成２１年省令第２２号）様式第６の３の都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写、及び認定申請の提出書類の写 ２．財務要件等確認書 ３．借換債務等確認書 ４．他行借換依頼書兼確認書 ５．ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
保証期間	一括返済 １年以内 分割返済 １０年以内（据置期間は１年以内） ※地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証形式	個別保証
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	第６章１を参照ください
担保	必要に応じ
保証人	徴求しない
申込人資格に係る保証取扱期間	認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して１年を経過する日までに保証の申込みを行うものとする。

特定経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要な資金を保証することで、経営の承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	北海道知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内
資金使途	代表を務める会社の株式・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金等
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (いずれも据置期間は1年以内)
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則、認定を受けた中小企業者以外は徴求しない
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	北海道知事の認定書写(申請書写含む)、および認定申請の提出書類写

経営承継準備関連保証

中小企業者が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために必要な資金を保証することで、経営の承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	北海道知事の認定を受けた中小企業者
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内
資金使途	他社株式等の取得資金（総株主等議決権の100分の50を超える議決権を有することとなる場合に限る）、他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 （いずれも据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付、手形割引、電子記録債権割引
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則、会社の代表者または他の中小企業者（会社に限る）以外は徴求しない
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	北海道知事の認定書写（申請書写含む）、認定申請の提出書類写、承継に係る明確な合意があることを証する書面

特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人（会社の役員や従業員）が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために必要な資金を保証することで、経営の承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。

資格要件	北海道知事の認定を受けた事業を営んでいない個人
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内
資金使途	株式等の取得資金（総株主等議決権の100分の50を超える議決権を有することとなる場合に限る）、他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 （いずれも据置期間は1年以内）
貸付形式	証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則、他の中小企業者（会社に限る）以外は徴求しない
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	北海道知事の認定書写（申請書写含む）、認定申請の提出書類写、承継に係る明確な合意があることを証する書面

事業承継サポート保証

事業継承計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援することで、円滑な事業承継を促し、地域経済の活性化に資することを目的とする制度です。

資格要件	以下のすべての要件を満たすもの 1. 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること 2. 純粋持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること。事業持株会社は、自らが行う事業部門の事業活動に加え、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること 3. 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること 4. 承継の対象となる事業会社が保証対象業種に属する事業を行っていること 5. 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※一般保証による取扱いに限ります。
資金使途	株式取得資金および附帯費用（持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する場合に限る）
返済方法	分割返済
保証期間	15年以内（据置期間は2年以内）
貸付形式	証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	所定の事業承継計画書、税理士が作成した株式評価算定書、持株会社および事業会社の株主名簿、事業会社の直近2期分の確定申告書写、商業登記簿謄本写、定款写

■危機発生機

BCP策定サポート保証

事業継続計画（以下、「BCP」）の策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取り組むために必要な資金等の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援する制度です。

資格要件	BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業・小規模事業者 ※BCPは、官公庁が所管する指針等（別に定めるものに限る）に基づき策定し、同指針等の内容を充足する計画が対象です。
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※一般保証による取扱いに限ります。
資金使途	資金使途とする事業資金（運転・設備資金の併用可）は、次のとおり。 1. BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金。（専門機関への委託経費、講習会への参加費等） 2. 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金（防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金等） 3. BCPの策定後における事業資金 ※借換資金は対象外ですが、借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における借換資金に限り対象となります。
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間は1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	本制度所定の保証制度申込書および資金使途に応じそれぞれ次のとおり添付が必要。 1. BCPの策定または見直しを行う場合 （1）策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 （2）見直しを行う場合は、現行のBCP 2. 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 （1）策定または見直したBCP （2）必要とする設備等の見積書等 3. BCPの策定後における事業資金の場合 現行のBCP

経営安定関連(セーフティネット) 保証

取引先企業等の倒産・事業活動の縮小、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている特定中小企業者への資金供給の円滑化を目的とする制度です。

資格要件	次の1～8の各号（中小企業信用保険法第2条第5項各号）のいずれかに該当し、事業所の所在地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者（特定中小企業者） 1号 大型倒産の発生により影響を受けている中小企業者 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む中小企業者 4号 特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者 5号 全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者 7号 金融機関の支店削減等合理化に伴う貸出抑制により影響を受けている中小企業者 8号 整理回収機構等に貸出債権が譲渡された再生可能な中小企業者 ※認定の手続きは、市町村の窓口となります。 （法人の手続きは本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村）
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） ※6号（金融機関の破綻）の場合は3億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ※災害関係保証（東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証および危機関連保証を利用している場合は、合算限度が次のとおりとなります。 普通保証 4億円以内（組合等は8億円以内） 無担保保証 1億6,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	定めなし
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	中小企業信用保険法第2条第5項の規定による市町村長または特別区長の認定書

災害関連保証

激甚災害に指定された災害により、「直接」的な被害を受けた中小企業者への「事業の再建に必要な資金」の補填を目的とする制度です。

対象	激甚災害に指定された災害により、直接の被害を受け市町村等からの罹災証明を受けた中小企業者
保証限度額	通常の保証限度額の別枠で利用できます。 普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 2,000万円以内
保証割合	責任共有対象外保証（100％）
資金使途	被災した中小企業等の事業の再建に必要な資金 ※通常の運転資金（例えば給与支払資金等）は該当しませんが、運転資金として使用する予定であった資金を再建資金に流用したため運転資金が不足し、その補填が必要となったような場合は、再建に必要な資金として認められます。
貸付形式	手形貸付または証書貸付
返済方法	定めなし
保証期間	定めなし
担保	必要に応じ
保証人	必要となる場合がある
保証料率	第6章1を参照ください
その他	各地方公共団体融資制度との併用が可能。 借換保証制度の利用はできません。

危機関連保証

中小企業信用保険法第15条の規定により、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする制度です。

資格要件	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者（特例中小企業者）
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円以内 ※災害関係保証（東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に係る）、東日本大震災復興緊急保証および経営安定関連保証を利用している場合は、合算限度が次のとおりとなります。 普通保証 4億円以内（組合等は8億円以内） 無担保保証 1億6,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な事業資金
返済方法	原則として均等分割返済
保証期間	10年以内（据置期間は2年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長または特別区長の認定書
期中管理	取扱金融機関は、本保証に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告する必要があります。 ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではありません。

緊急短期資金保証

自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しすることを目的とする制度です。

資格要件	別に定める自然災害等（※）により直接的、間接的に被害を受け、事業継続に支障を来している中小企業・小規模事業者 ※信用保証協会が指定。これまでの指定実績は次のとおり。 1. 平成30年北海道胆振東部地震 2. 新型コロナウイルスに関連した感染症の影響
保証限度額	普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 ただし、直近決済（確定申告）の平均月商の1ヵ月以内とし、1事業者1口限り。 最初の決済（確定申告）が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応可能。 一般保証による取扱いとし、小口零細企業保証の場合は、既存の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）を含めて2,000万円以内。
資金使途	事業継続に必要とする短期的な運転資金とする。
返済方法	一括返済
保証期間	12ヵ月以内
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	第6章1を参照ください

■経営者保証不要

財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とする制度です。

資格要件	次の1～3のいずれかに該当する中小企業者 1. 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること （1）自己資本比率が20%以上 （2）純資産倍率が2.0倍以上 （3）使用総資本事業利益率が10%以上 （4）インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上 2. 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること （1）自己資本比率が20%以上 （2）純資産倍率が1.5倍以上 （3）使用総資本事業利益率が10%以上 （4）インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上 3. 純資産額が5億円以上であり、以下の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を充足すること （1）自己資本比率が15%以上 （2）純資産倍率が1.5倍以上 （3）使用総資本事業利益率が5%以上 （4）インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上 ※各指標については、保証申込日の直前の決算におけるものとします。
保証限度額	普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円以内
資金使途	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済 2年以内 分割返済 10年以内（ただし、運転資金のみの場合は7年以内。なお、据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください
必要書類	本制度所定の資格要件確認書

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

信用保証料の上乗せによって経営者保証が不要となる制度です。

国が信用保証料の一部を補助します。

資格要件	次の1～5をすべて満たす法人（※1） - 保証申込日以前2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること - 保証申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬等の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと - 次の両方又はいずれかを満たすこと - 保証申込日の直前決算において債務超過でない（※2） - 保証申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3） - 次の（1）及び（2）について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること - 保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること - 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと - 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること （※1）法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、1、2及び3は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合 3は問いません。 （※2）貸借対照表において「純資産の額≥ 0」であること。 （※3）損益計算書において「経常利益+減価償却≥ 0」であること。
保証限度額	一般保証（無担保保証）8,000万円以内 ※セーフティネット保証4、5号の場合は別枠で8,000万円
保証形式	個別保証
保証割合	責任共有対象に限る。 ※ただしセーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外（100%保証）
対象資金	一般保証（無担保保証）:事業資金（運転資金・設備資金） ※セーフティネット保証4、5号の場合は経営の安定に必要な事業資金（運転資金・設備資金）
貸付形式	証書貸付または手形貸付とする。
返済方法	一括返済または分割返済とする。
保証期間	- 一括返済の場合 1年以内 - 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	金融機関所定利率とする。
担保	不要
保証人	不要
保証料率	第6章1を参照ください
保証料補助 （国による補助）	保証申込日に於いて国から0.05%～0.15%に相当する額を補助する。 - 令和6年3月15日から令和7年3月31日まで0.15% - 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで0.10% - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで0.05% ※ただし、条件変更に伴い、追加で生じる保証料については補助対象外。
必要書類	信用保証協会所定の保証申込資料のほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の添付が必要。